

## 吉岡温泉まちなみ整備事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、吉岡温泉まちなみ整備事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、吉岡温泉のまちなみ整備事業を支援することにより、吉岡温泉の活性化を図り、本市の観光の振興を図ることを目的として交付する。

### (補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、吉岡温泉町又は吉岡温泉旅館組合の推薦を受けた者とする。

### (補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 住宅等修景（工事費のうち、外観に係る経費）
- (2) 建築設備等修景（屋外に露出している給排水設備、空調設備、電気設備、広告物等の隠蔽等）
- (3) 外溝修景（門、塀、柵、植栽、街灯等）
- (4) まちなみ修景（良好な景観形成のための樹木伐採等）
- (5) 良好なまちなみ形成と活性化に係る計画等策定

### (補助金の算定等)

第5条 本補助金は、各補助対象事業に要する経費ごとに次の表に掲げる補助率を乗じて得た額（補助対象事業によって、次の表に定める額を限度とし、1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。）で算定し、予算の範囲内で交付する。

補助対象事業	補助率	補助限度額
第4条第1号から第4号までに定める事業	2分の1	50万円
第4条第5号の定める事業	5分の4	200万円

2 前項の規定にかかわらず、大規模な修景整備の補助限度額については、別に定めるものとする。

### (承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 吉岡温泉まちなみ整備事業補助金交付要綱内規

1 第5条第2項「前項の規定にかかわらず、大規模な修景整備の限度額については、別に定めるものとする。」について、以下のとおり定める。

- ・温泉街全体の景観を統一するための街灯整備については、1回に限り補助金の限度額を4,000千円とする。

平成23年4月1日

2 第4条第4号「まちなみ修景（良好な景観形成のための樹木伐採等）」については、吉岡温泉街における良好なまちなみ景観を阻害する樹木の伐採や景観向上のための植樹等を整備するものであり、特定個人の利益に資するものは除く。

平成27年9月25日